

法教育推進協議会 第46回会議 議事録

- 第1 日 時 令和2年12月23日(水) 自 午後 1時32分
至 午後 3時29分
- 第2 場 所 最高検察庁大会議室
- 第3 議 題 (1) 高校生向けリーフレット案について
(2) 今後の法教育の取組について

議

事

佐伯座長 それでは、定刻になりましたので、まだお見えになっていらっしゃらない方もおられますが、第46回法教育推進協議会を開催させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方は、カメラをオンにしてください。

本日は、安藤委員、磯山委員が御欠席で、また小澤委員の代理で高橋日本司法書士会連合会理事が御出席になっていらっしゃいます。よろしく願いいたします。また、小栗委員が少し遅れて出席される御予定です。

それでは、最初に本日の発言方法について説明させていただきます。御発言をされる際は、挙手をお願いいたします。ウェブ会議システムにより参加されている方は挙手ボタンを押してください。挙手ボタンが使えないときは画面上で見えるように手を挙げていただくようお願いいたします。私がお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いいたします。なお、ウェブ会議システムでの参加者がおられますので、御発言の際は誰が発言しているか分かりますよう、最初にお名前を言っていただくようお願いいたします。

議事に先立ちまして、法務省大臣官房司法法制部の金子部長から、委員の皆様へ御挨拶がございまして、よろしく願いいたします。

金子部長 司法法制部長の金子でございます。本日も、着座したままで御挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、また、寒い中御参集いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から法教育の推進に御尽力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会におきまして検討いただいております高校生向けリーフレット案が今般、出来上りました。成年に達する時期を間近に控えた高校生にとって、権利・義務の主体として行動することの意義や、法的なものの考え方を学ぶことは、社会において主体的に生きていく上で、大変重要なことであると考えております。

本日、このリーフレット案を御確認いただきますが、その内容と共に、その活用方法等につきましても御協議いただければと思います。

また、本日は、前回に引き続き、今後の法教育のための取組について御協議いただく予定であります。この点につきましても委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐伯座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は、二つの議事を予定しております。時間が限られておりますので、円滑な議事に御協力をお願い申し上げます。

まず、事務局から配布資料等の説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、事務局の菊地から資料の説明をいたします。

資料1ですが、本年12月現在における本協議会の委員の名簿になります。

資料2は、成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会の委員の名簿です。

資料3は、前回の協議会で御了承いただきました高校生向けリーフレットの骨子であり、

資料4は、この骨子に基づき部会で作成いたしましたリーフレットの案でございます。資料4の詳細につきましては、議事の一つ目において御説明いたします。

このほか、お手元に右上に参考資料と書かれております資料を三つお配りしております。こちらはいずれも委員限りの資料でございます。これらは、最初の議題である高校生向けリーフレット案に関する資料と今後の法教育の取組に関する資料になります。

いずれも詳細につきましては各議事の際に御説明をいたします。

お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお声がけくださいますようお願いいたします。

資料の説明は以上です。

佐伯座長 資料に不足等ございませんでしょうか。

委員限りと題する資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

本年8月の本協議会において、成年年齢引下げに向けた法教育リーフレットの骨子案（資料3）について御了承を頂きました。この骨子案に基づき、成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会が議論を重ね、リーフレット案（資料4）を作成いたしました。委員の皆様も事前に資料4のリーフレット案を御確認いただいていると思います。本日は、このリーフレット案について皆様の御意見をお伺いし、内容を確定させ、今後の活用方法についても御意見を伺いたいと思います。

リーフレットの活用方法等については後ほど御意見を伺うことにし、まずは、リーフレット案の内容について、各ページごとに、御意見を確認したいと思います。既に委員から幾つか御意見を頂いていると聞いておりますので、まずは事務局から事前に頂いた意見やそれに対する対応案を説明してもらいます。

それでは、リーフレット案の全体に対する御指摘と、1ページに対する御意見について説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、資料4を御覧ください。

まず、1ページにつきましては、全体に関わる御意見として、振り仮名の付け方や西暦表記の統一性を図るべきとの御意見を頂きました。また、マンガ内のセリフにも句読点を付ける方がよいとの御意見を頂きました。

それを受けまして、修正した場合のイメージとして作成したものが参考資料1としてお配りしているものになります。こちらの修正案では、リード文の法律用語に全て振り仮名を付けたほか、本文中の法律用語で初出のものに振り仮名を付けるということで統一しました。また、西暦と和暦を併記するというで統一をしております。また、マンガのセリフにも句読点を付けました。

また、1ページについて、最初のコマのツカサ君のセリフ、「ノリコさんと仲良くなれるチャンス」というセリフは法教育とは直接関係がなく、特に意味を持たないものなので、不要ではないかとの御意見や右下から2番目のコマのハウリス君のセリフ、「18歳のツカサさんと17歳のノリコさんの間には大きな違いがあるよ！」は、「ノリコさんは17歳だからだよ」というセリフにする方が分かりやすいとの御意見を頂きました。

これらの御意見を踏まえまして、参考資料1では、最初のコマの「仲良くなれるチャンス」というツカサ君のセリフを削除し、また、最後から2コマ目のハウリス君のセリフを、「ノリコさんは17歳だからだよ！」に変更しております。

以上です。

佐伯座長 今事務局から説明がありました修正意見について、委員の方から補足の説明はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。全体に関する修正と、それから1ページ目の修正について、特に御意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。また、もしありましたら戻っていただいても結構です。

それでは、2ページに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、リーフレット案の2ページについて御説明します。資料4を御覧ください。

2ページにつきましては、リード文にある「18歳と17歳で何が違うの？」に対する答えが分かりにくいので、答えとなっているツカサ君やノリコさんのセリフの吹き出しを大きくすべきとの修正意見を頂いております。また、全体にも関わる御意見として、大事な部分の文字を太字にするなど、メリハリを付けた方がよいとの御意見もいただきました。

これらの御意見を踏まえて修正したものが参考資料1の2ページになります。修正案としては、リード文の2文目を、「成年になると未成年者取消しはできなくなります。」に修正し、また条文の記載を小さくして、ツカサ君たちのセリフを大きくしました。そして、説明本文について大事な言葉のフォントを少し大きくするなどしてメリハリを付けました。

2ページの修正案については以上です。

佐伯座長 確かに大変メリハリがついて読みやすくなった感じがいたします。今の事務局からの御説明と修正意見につきまして、補足の御説明がございましたでしょうか。

どうぞ、館委員、お願いいたします。

館委員 一つ目は、民法の改正というような形で書かれている部分ですけれども、スペースの問題とか、どういう説明文を入れるかという点では悩ましいものはあると感じながらも、民法の改正の「民法」とは何なのかというようなことはそこに書けるのかどうなのかということが1点です。民法そのものというものが、分かっている生徒もいるかもしれませんが、何しろ全国の高校生に配られるとなったときに、ちょっと高校生にとってみるとイメージしにくいものなのかなということで、その説明の必要性を感じたということです。

それから、2点目は、民法第5条第1項の中身なので、これは致し方ないと思いつつも、後半部分の、「ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。」は、何のことかなというのが正直あるので、これは致し方ないかなと思いつつも、感想として述べさせてもらいました。

以上です。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

今の点について、何かほかの委員の先生方から御意見ございますでしょうか。

では、事務局から何か。これは部会でも出ていた点ですけれども。

川副官房付 事務局の川副から、事務局の考えを説明させていただきます。

今御紹介ありましたように、部会の中でも条文を載せることについて多少御意見は出ておりました。最終的には、法教育のリーフレットという観点からすると、今回は民法の改正

により成年年齢の引下げがされるということですので、条文をきちんと載せる方がいいのではないかということで、条文を載せる案になったものでございます。

二つめの御指摘から説明させていただきますと、民法第5条第1項ただし書が分かりにくいという点は正に御指摘のとおりですが、ここはあえて省略せず、ただし書を含めた条文をそのまま書こうという趣旨で書かせていただいております。その内容につきましては後ほどお話をさせていただきますリーフレットの活用や、先生方向けの説明などにおいて条文の内容の説明を補足していくということで対応させていただきたいと思っております。

次に一つめの御指摘の民法の定義については、事務局でも民法の学者の先生方とも相談をさせていただいたのですが、なかなか一般的に民法を定義することは難しいという意見も頂いたことから、民法という法律自体の説明はしていない案になっております。

例えば、今後のリーフレットの展開として、先ほど申しあげました先生方向けの解説や手引きなどを作成するとなった場合には、そこで、例えば、民法がどういったことを決めているのか、契約や親族関係等の章立てなどを紹介するなどして、民法の具体的なイメージを持っていただくということはあるかと思っております。

佐伯座長 よろしいでしょうか。

およそイメージが浮かばないということだと困るんですけども、何となくこんなもんだろうと。更に正確な定義をするととなかなか大変であろうというような議論だったかと思えます。

江口委員、どうぞ。

江口委員 江口です。

館先生とちょっと似たようなことはあって、法律行為というのを教材で作ろうとすると相当説明が要って、僕らはこういうときは日常の行為と法律上の行為との違いみたいなのをちらっと言うわけですよ。英会話を勉強したいというのは、これは別に法律行為じゃないですよ。英会話をやったときのサービスとかその権利義務関係が生じたときに初めて法律行為になるわけだから、そうなったときには、これこれの義務や責任が生じますとちらっと書いてくれると法律行為の意味が見えてくるので、何かそういう工夫を、ボリュームとしては足りないかもしれないけれども、やる、トライしてみるところはあるかなという気がします。

それから、契約の種類も、売買契約とか就職の雇用契約とかいうけれども、アルバイトするわけだから、これは就職契約ですかね、アルバイトの場合は。ちょっと気になっていて、その辺り、ちょっと高校生向けに、ボリューム、大きな冊子で作ろうとして、もしやるときには説明してほしいなという気がしています。そんなところです。

佐伯座長 どうぞ太田委員。

太田委員 二つありまして、一つは、「1」の「18歳と17歳で何が違うの？」の横にあるイラストなのですけども、「18歳から成人になる」とありますが、それ以降には「成人」という言葉は出てこないようで、「成年」と出ているようです。あと、「未成年者」という用語があるわけですが、それらの関係はどこかで説明があるのでしょうか。それが一つ目です。

もう一つは、真ん中辺りの、「私は親に相談しなかったから、英会話教室への入会を親に取り消されちゃった！！」というところなのですが、「※」で、「契約などのことを「法律

行為」といいます。」と書かれているのが、ちょっと気にはなるのですけれども、契約自体が法律行為なんでしょうか。

以上です、2点。

佐伯座長 では、今の2点について事務局からお願いします。

川副官房付 事務局の川副でございます。

まず、2ページ目のその冒頭のマンガの部分だけ「成人」を使っている点については、リーフレット本文は全て「成年」という呼び方で統一をしております、「成人」が「成年」と同じかといった説明はしていないところです。これは、マンガの中でツカサさんが「ニュースとかでそういえば見たな」というセリフがあるので、その場合に「成年になる」という言葉だとピンとくるのか疑問だったため、取りあえずマンガの中だけは「成年」を使ったセリフにしているのですけれども、統一をした方が良いでしょうであればここを変えることも可能だと思います。

佐伯座長 そうですね、高校生が成年と言うかという問題はあるんですが、ちょっと不自然さには目をつぶって「成年」に統一してしまうというのはあるんですかね。

秋田委員、どうぞ。

秋田委員 東京都教育庁指導部から参りました秋田です。

私は担当が義務教育課程なものですから、高等学校教育指導課の方にちょっと確認をしたところ、やっぱりこの成人、成年というところでちょっと引かかるなという、御意見としてお伝えさせていただいて、今、事務局から御説明があったとおり、子供が「成年」とは言わないから「成人」というふうな表現にしているんですということで、それで、なるほどねということにはしたんですけれども、やはり高校現場の方の担当者からは、これは教育委員会だから堅くなるのは当然だと思うんですけれども、要は18歳から成人ということに書かれちゃうと、読んだ高校生が、18歳だから成人だから、後ろでお酒はまだだよとなるんですけれども、ここだけ切り取って法務省の資料で成人と書いてあるからというふうな受け取られる可能性があるんじゃないのという指摘は実はあったので、もしあれだったら、「成年」という方が齟齬がないんだったらば、そういうふうな意見は高校の現場からはちょっとあったなということをお伝えさせていただきます。

佐伯座長 ありがとうございます。

川副官房付 「成年」に統一するのではどうでしょうか。

佐伯座長 「成年」に統一するというのにいたしますか。

川副官房付 はい。

佐伯座長 では、ちょっと不自然かもしれませんが、正確性を優先して、セリフを「成年になる」と改めさせていただきたいと思います。

後半の「※」のところはいかがでしょう。

川副官房付 事務局の川副でございます。

ここは、契約を締結することは法律行為に当たるという意味合いで、「契約などのこと」を法律行為と書いております。契約という言葉だけだとちょっと正確ではないのかもしれませんが、契約を結ぶことなどを法律行為というという意味で案を書かせていただいたものです。江口先生からも御指摘ありましたが、法律行為自体を詳しく書くのがなかなか難しいため、簡単に、契約を結ぶことだけを代表として取り上げて法律行為と書かせていた

だいているところでございます。

佐伯座長 太田先生の御意見は、「契約を結ぶことなどを法律行為といたします」と変えた方がいいという御趣旨ですか。

太田委員 その方がより正確になるというか、高校の先生が契約と法律行為が一緒だと理解しているところもあるのではないかと思います。

佐伯座長 「契約を結ぶことなどを「法律行為」といたします。」でよろしいでしょうか。

野澤先生、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。

その点ですけれども、正に私も最初から気になっていたんですが、その後の定義もそうですけれども、法律行為の定義というのもこれも気にはなっていたんですが、ただ、実際これは書くと大変難しいということですね。そういう意味で法律行為という言葉は条文に出てきているので、この程度でしょうがないかなというのが正直なところで、何か詳しいところでもうちょっと入れた、例えば単独行為とか、そういうことを別のところで説明して、そういう意味では太田先生おっしゃるように、私も大変気にはなるところなんですけれども、ちょっとやむを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。法律行為の説明についてはしょうがないこととお許しいただいて、「契約などのことを」というのは、「契約を結ぶことなどを」というふうに変更するということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに2ページについて御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、3ページに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、事務局から、リーフレット案3ページについて御説明いたします。

3ページにつきましては、契約の基本とは何なのかを分かりやすくした方がよいとの御意見がありました。そこで、御意見を踏まえまして、修正案参考資料1では、リード文の2文目、「契約の基本をしっかりと頭に入れましょう。」とあったところを、「契約自由の原則をしっかりと頭に入れましょう。」に修正しております。

3ページにつきましては以上です。

佐伯座長 今の御説明につきまして、委員の方から補足の御説明等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、修正について御意見をお願いいたしたいと思います。

特に御意見はないということよろしいでしょうか。

それでは、次、4ページに移りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、リーフレット案4ページについて御説明します。

4ページにつきましては、友達との売買は日常的な事例ではないため、このような事例を扱うと、友達同士の売買を推奨するような印象を与えるのではないかと気になるとの御意見を頂きました。ただ、この設定は骨子を踏まえたものになりますので、設定自体を変えることは難しいと考えており、原案を維持しております。

4ページにつきましては以上です。

佐伯座長 何か補足の御意見等、御説明ございますでしょうか。

それでは、御意見がございましたらお願いいたします。どんな例がいいのかというのは検討部会でもいろいろと意見のあったところでして、こういう例でということによろしいでしょうか。

それでは、次へいきたいと思います。では、5ページについて説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、5ページについて御説明いたします。

5ページにつきましては、一つ目のQについて、④のセリフ、「分かった。君に売るよ。」は高校生の混乱を招く可能性があるのでは、ほかの言葉にした方がよいとの御意見、二つ目のQ部分について、ツカサ君のセリフはQに対する答えなので、強調した方がよいとの御意見、コラムについて、なぜ契約書を作るのかの答えを分かりやすく明記するとともに、契約書を保管する理由をもっと強調した方がいいのではないかと御意見を頂きました。

そこで、修正案参考資料1では、一つ目のQの④のタミオ君のセリフから、「君に売るよ。」という文言を削除し、二つ目のQのツカサ君のセリフの吹き出しを大きくして、本文の一部のフォントを変更しました。そして、コラムの2文目、答え部分を青字に変更するという形で修正をしました。なお、コラムの中に更に、別扱いの部分を作るのは難しいため、3文目以降を強調するとの変更は難しいと思われま。

5ページにつきましては以上です。

佐伯座長 ただいま説明いただきました修正意見について、何か補足の御説明等ございますでしょうか。

それでは、修正について御意見がございましたら、挙手の上御発言をお願いいたします。

太田委員、どうぞ。

太田委員 このコラムの中なのですが、「ひとたび署名又は押印すると」とありますが、現在、内閣の方針として、ペーパーレス等電子化で署名とか押印について再検討を大幅にやっていると聞いておりますけれども、これはそのままよろしいのでしょうか。

以上です。

佐伯座長 御注意ありがとうございます。いかがでしょう。

川副官房付 ありがとうございます。

事務局から説明させていただきます。確かに今署名や押印について、特に押印について見直しを行っていますが、まずは政府としては、行政手続においてオンライン化を進め、押印の省略を検討することになっております。民間の営みでも、もちろんそれを推奨していくこととなりますが、民間の個人対個人の取引において押印が直ちになくなるといった状況ではまだないのではないかと考えております。そのため、現時点において、この記載自体は今ままで維持していいのではないかと考えております。

太田委員 なるほど、分かりました。ちょっと気にはなるのが、署名とか、押印とかはなくても契約書は有効なわけですから、この表現は果たして正確なのかなと気になります。今は政府の方針で私人間の契約などでも電子メール等でタイムスタンプ等で立証できるというようなことをわざわざ公表というか、宣言したりしているのです、ちょっと気にはなりました。

佐伯座長 はい、押印したら大きな証拠になる、押印しなくても証拠になるということで。

太田委員 民訴の第228条の法律上の推定ですか、それだけの話です。ですから、基本的に

実印にしちゃえば立証はもっと容易ですけども。

佐伯座長 そうですね。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 立教大学の野澤です。

今の太田先生の御意見を反映して、そうすると、「署名又は押印」というところを取ってしまっただけではいかげんかです。「ひとたび契約書を作成すると、そこに書いてあるとおりの契約をしたことを示す大きな証拠になります。」という、そういう修正はどうでしょうか。

佐伯座長 「ひとたび契約書を作成すると」。

では、野澤委員に御示唆いただいたように、「ひとたび契約書を作ると」というふうに変更するという点でいかがでしょうか。御意見ございますでしょうか。

太田委員 賛成です。

佐伯座長 よろしいでしょうか。

では、そういうふうに変更させていただきたいと思います。

その他の点について御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次へいきたいと思います。6ページについて御説明をお願いいたします。

菊地部付 6ページについて説明をいたします。

まず、6ページにつきましては、Qの「コントローラーをもう1個引き渡すよう求めることはできるでしょうか？」の「引き渡す」という用語は日常で聞き慣れない言葉なので、「持ってくる」とした方がよい、また、中段のツカサ君のセリフの吹き出し部分は、Qに対する答えなので、大きくすべきとの御意見を頂きました。

そこで、修正案参考資料1では、Qを、「ツカサ君はタミオ君にコントローラーをもう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか？」に変更し、また、中段のツカサ君のセリフ、「やっぱりタミオさんはコントローラーをもう1個持ってこないといけなんだね!!」を大きくするという形に修正しました。

6ページについては以上です。

佐伯座長 ただいまの修正意見につきまして、補足の御説明等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見を伺えればと思いますが。挙手の上御発言をお願いいたします。

6ページについてはよろしいでしょうか。

それでは、7ページに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、7ページについて御説明いたします。

7ページにつきましては、最後のノリコさんのセリフ「ひとりで悩まず、気軽に専門機関や法律の専門家に相談してみよう！」は、家族や学校への相談も重要な手段であるということ踏まえ、相談先が専門機関や専門家に限定されないような書きぶりとした方がよいとの御意見を頂きました。

そこで、頂いた御意見を踏まえ、参考資料1では、下段のノリコさんのセリフを、「ひとりで悩まないで！ここに連絡すれば専門家が相談に乗ってくれるよ！」に修正いたしました。

7ページについては以上です。

佐伯座長 ただいまの修正意見につきまして補足の御説明ございますでしょうか。

それでは、御意見がありましたらお願いいたします。専門家だけではなくて、まずは身近な人に相談しようというのは全くそのとおりで、これで趣旨は出ていますでしょうか、「ひとりで悩まないで」ということで、もし専門家に相談するとするとこういうところがありますよという記載になっておりますが、よろしいでしょうか。

ほかには。どうぞ、江口委員、お願いします。

江口委員 江口です。

トラブルが起きなくても、「困ったら相談しておいでよ」とかというのが今までの教育のパターンだったわけですね、消費者法ということで。急にがらっと変えたわけだから、何かつないであげないと。先ほど、例えば「契約書をずっと保存しろ」とか、「契約書に効力が発揮するからちゃんと解釈しなさい」とか「ちゃんと理解しておきなさい」と言われたって、そう簡単にはいかないでしょうという。しかも、売買だと売の方と買う方の力関係が全然違うわけだから、そう簡単ではないので、何かこの辺り余り強く出るときつかなというのがずっと気になってはいます。だからうまくやってくださいと、教育するときに。そんな気持ちですね、私は。

佐伯座長 それは、これを使って教育していただくときに、手引きみたいなものが欲しいということでしょうか。

江口委員 「分からなかったらいつでも相談しなさい」とか、契約というのは法律行為なんだから、それこそ知らない以上、分からないわけですから、そういう感じの何かメッセージがあってもいいような気がしますね。

佐伯座長 最初に頂いた御意見、それから今の御意見ともに、リーフレット自体に更に書き込むという御意見ではなくて、別の手段でということではよろしいでしょうか。

江口委員 はい。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。太田委員、どうぞ。

太田委員 法務省では、認証ADRを「解決サポート」という用語でホームページで公表しているのですけれども、ここには解決サポートが出てこないようではございますけれども、構わないのでしょうか。

川副官房付 事務局でも解決サポートを入れるかどうかの話は出ておりましたが、今回は、まずは相談する先として法テラスを押し出した方が良くと思い、案のように書かせていただいております。もちろん認証ADRは進めていくべき施策とは思っておりますが、この範囲で作成させていただいております。

佐伯座長 いろいろとこれも挙げた方がいいというのはあるかと思うんですけれども、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、8ページに移りたいと思います。よろしく申し上げます。

菊地部付 8ページについて御説明いたします。

8ページにつきましては、イラスト部分におけるツカサ君の「お酒はまだ飲めないのか～」というセリフは、高校生が飲酒をしたがっている印象を与えるので、「お酒はまだ飲めないんだね。」などに変えた方がよいとの御意見、18歳で取得できる資格のイメージが湧

かないので、取得できる資格に具体例を記載した方がよいとの御意見、そして、最後の部分のノリコさんのセリフ、「最後まで読んでくれてありがとう！！」は、「契約について理解できたかな？」などとしてはどうかとの御意見を頂きました。

そこで、修正案では、「18歳からできること」のツカサ君のイラスト部分のセリフを「お酒はまだ飲めないんだね。」に変更し、また、18歳で取得できる資格の例として、「公認会計士」や「医師免許」を記載しました。そして、最後のノリコさんの冒頭のセリフを、「契約について理解できたかな？」に変更しました。また、修正案には反映しておりませんが、一番上のツカサ君のイラストのところに、「18歳から成人ってことは…」という「成人」という言葉についても、先ほどの御指摘を踏まえまして、「成人」を「成年」に修正するという形にしたいと思います。

8ページにつきましては以上です。

佐伯座長 ただいまの修正意見につきまして補足の御説明等ございますでしょうか。

それでは、御意見のある方は挙手の上御発言をお願いいたします。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤です。

「さいごに」のところの真ん中のツカサ君のセリフにも、「成人したら」というのがあって、これも「成年になったら」というふうになるんですよ。一応確認です。

佐伯座長 ほかにもあったらいけませんので、後でチェックしていただいて、もし「成人」という言葉があったら「成年」にそろえるということにさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

太田委員、どうぞ。

太田委員 どうでもいいことかもしれませんが、「18歳からできること」で、「各種資格の取得」とあるのですけれども、これは公認会計士や医師免許というのがちょっとミスリーディングのような気がしなくもないです。国家試験です。国家試験受けるための準備もございます。

佐伯座長 何かいい案はございますでしょうか。具体的なイメージが湧く方がいいとは思いますが、私もちょうと太田委員と同じ違和感を持ったんですが、ほかに何かいいのがあるかなと思うと、なかなか難しいところもあるのかなとも思ったりしたんですが。

政府の広報のホームページを見ると、公認会計士、司法書士、行政書士が例として挙がっていました。そういう意味では医師免許というのは違和感があるのでしょうか。みんな試験があってそれなりの準備が要するというのはどれも同じなんですかね。

太田委員 ただ、例えば、大学卒業資格がなくても受験できる士師業もあれば、原則大学卒業とか、いろいろと細かく見ると多様な規定があるのです。この間、授業で法律関連職の話をしたときに非常にややこしいなと思ったもので、気にはなります。

佐伯座長 そうですね、確かにね。

長戸委員 長戸と申します。

例えば工業高校とか商業高校の方で、学校で学びながら取れる資格、建設関係とか電気取扱とか、何かそういったもので非常に身近な資格の例というのを出したらいかがかなと思うんですが。高校生にも身近なそういう資格というのは、ほかに何かありますでしょうか。

佐伯座長 身近な資格で、今成年にならないと取得できない資格ということですね。今すぐ、

もし御示唆があればいただければと思いますけれども、すぐ出てこないようでしたら、後で検討させていただくということでよろしいでしょうか。事務局の方で何かもっとうまい例があるかどうかを検討していただいて、あれば差し替えるということでよろしいでしょうか。今ここでみんなで考えていても、すぐにはいい知恵は出ないかもしれませんので、それでよろしいでしょうか。

では、それは引き取らせていただきまして、事務局の方で検討していただきます。高橋先生、どうぞ。

高橋司法書士 司法書士会、高橋です。

「18歳からできること」のところで、身分関係で分籍のことが出ていることが唐突な感じがします。身分関係に触れるのであれば、より身近な改正点である婚姻年齢の引き上げに関して記載すべきかと思うのですがいかがでしょうか。

佐伯座長 いかがでしょう。

川副官房付 確かにこの成年年齢引下げに加えて、婚姻可能な年齢のうち女性の婚姻年齢も18歳にそろそろことになっておりますけれども、今御指摘いただいたように、今回は契約関係のリーフレットであるため、その部分については、触れてはいいない案になっております。

「18歳からできる」、「20歳まではできない」という整理と、婚姻年齢の引上げがうまくはまるかも疑問であったため、この中では触れてはいいないものになっています。

ただし、「分籍」自体が何かというのがちょっと難しいため、括弧書きで説明を入れさせていただいている状況でございます。

高橋司法書士 分かりました。

佐伯座長 では、資格の点についてはこちらにお任せいただくことで、ほかにはいかがでしょうか。

江口委員、お願いいたします。

江口委員 私も気になっていて、分籍というのは具体的には、例えば18歳になったら親から独立して自分の戸籍が作れるというメッセージをこれは伝えようとしているんですか。これで何を伝えようとしているのかがよく分かってないんですよ、私は。多分相当いろいろな想像が働くので、気を付けてくださいというしかないねと、僕は。事実は事実としてあれですけども、ちょっと何を想定するのかなとか感じました。

佐伯座長 そうですね。

江口委員 入れて、あえてショック療法でやって考えさせるという方法があるので。

佐伯座長 特にメッセージということではなくて、正確に挙げたということだろうと思います。

江口委員 はい。

佐伯座長 お願いします。

金子部長 ここで「18歳からできること」として書いてあるのは、今までは20歳にならないとできなかつたけれども、今回の改正で18歳からできるようになることを挙げているんですよ。

川副官房付 今までは法律上、「成年」と書いてあり、法改正後も「成年」のままなので、成年年齢が下がることによって18歳からできるようになることを挙げております。

金子部長 法改正前後を問わず18歳からできることというのは、自動車の運転免許は分かりやすいと思うんですけども。結局この選択に苦労しているのは、今までは「成年」と書

いてあるものだから、今までは20歳、法改正後は18歳でできるようになるというものに限定して選んでいるので分かりにくいのだと思います。法改正によって18歳からできるようになったものに限らなくてもいいという考え方もあるのではないかなと思うんですが、その辺はどうでしょう。

佐伯座長 左の18歳になっても20歳まではできないことがあるんだよという問いかけに対する答えとしては、20歳まではできないことだけでもいいということでしたか。

金子部長 いや、法改正の前後を問わず、18歳にならないとできないことを書いてもおかしくはないんじゃないかという。

川副官房付 現在の案は、これまで20歳だったものが成年年齢引下げに伴って18歳からできるように変わったものだけを「18歳からできること」に書いておりましたが、それだけではなく、もともと18歳からできるものも記載してもいいのではないかという御趣旨ですかね。

岩崎委員 よろしいですか。岩崎です。そもそもこれを読む高校生たちが、18歳から成年になったことで、前は20歳からだったことができるようになるわけですね。以前は、それができなかったという知識を持っているのであれば、これを読んだときに、「ああ、できるようになったんだ」と思うんでしょうけれども、先ほども金子部長がおっしゃっていたように、本来18歳になったらできたことと20歳からできることとか、そんなに理解がされているのかなど。そう考えたら、元から18歳からできることも含めて書いた方が分かりやすいんじゃないかなと思うんですけれども。

佐伯座長 伺っていて、20歳になってもできないことがあるんだよという方が18歳の人にとっては大事なことなので、上は要らないのかなという気もだんだんしてきましたが。

今御意見いただいておりますが、では、長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 単純に、例えば新聞でもこういういろいろチャートというか、グラフィックと私たちは呼ぶんですが、作っていて、「いや、これちょっと説明が要るよな」というときのちょっと逃げの手段かもしれないんですが、例えばこの「18歳からできること」のここに、「新しく18歳からできること」とか、一言ちょっと入れるとかすると、「じゃ、こういうことが今度からできるんだな」というふうになるかなと思いましたので、ちょっと御参考までに。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、どうぞ。

太田委員 今の御意見と全く同じで、「18歳からできるようになったこと」と書けばいいのかなと思いました。それだけです。

佐伯座長 「新しく」と入れた方がより目につきますかね。「新しく18歳からできるようになったこと」でしょうか。

館委員、お願いいたします。

館委員 館です。

このリーフレットの大きな趣旨として、一つは成年年齢が引き下げられることによって注意しなきゃいけないよというような形の呼びかけがあるのと同時に、この最後のところの吹き出しにも書いてありますが、一番右側の何君でしたかね、「今までよりもっと自由にやりたいことを実現することができるようになるから、社会の中でいろいろなことに参加し

ていきたいな。」という文言があります。これは2ページのところにも書いてあるんですね。つまり、それによって得られるプラス面というのが結構強調されています。私は各種資格以外のところをぱっと読んだときに、帰化の申請、10年パスポート云々、そんなに「自由にやりたいこと」が実現するとは思えないような内容だなと感じたんですね。そこで、生徒にとってみると、「こんなこともできるようになったんだ」ということが少しでも分かるようなものを入れた方がいいかなと思いますので、リーフレット全体の大きな方針を考えると、「18歳になって新しくできるようになったこと」を具体的に記述してほしいと思います。

佐伯座長 確かに、館委員の御意見を伺ってそのとおりだと思いました。「こういうことができるようになったんだ」という例が挙がると、よりいいんですかね。ほかに御意見ございますでしょうか。

菊地部付 すみません、事務局の菊地です。

先ほど長戸委員から御指摘いただいたところは、このリーフレットを作ったときの悩みどころでございました。このリーフレットを最初に配る今年度はまだ成年年齢が引き下がっていないため、これから引き下がって18歳になってこういうふうに変わりますという形で記載していますが、このリーフレットを今後も配るところを考えますと、「できるようになること」というふうに書くと、時限的なところが難しいことから、「できること」という記載になったという経過があります。先ほど長戸委員から御指摘いただいた「新しくできるようになること」というふうに言葉を足すことで時限的な問題は解消されるのかなと思った次第です。

佐伯座長 館委員から御意見を頂きましたように、やはり「これからできるようになること」ということもあった方がいいということで、ここもちょっと今すぐどれがいいかということとは詰め切れませんので、ちょっと事務局の方で検討していただいて、どうするかということはお任せいただくということでよろしいでしょうか。このままということになるかもしれないし、もう少し改善の余地があれば改善させていただくということで、よろしいでしょうか。

どうぞ、岩崎委員。

岩崎委員 よろしいですか。

この7番の一番初めのリードですけれども、「18歳からできること・20歳まではできないこと」、その下に「18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう！」と書いてあるんですね。そうすると、これは総じて18歳からできることというメッセージが強く伝わってくるページになってしまっているんですね。ですから、先ほど金子部長もおっしゃったように、もともと18歳からできることへの理解がしっかりしてて、その上で「新しくできるようになったのはこれだよ」というメッセージはすごく伝わりにくいと思うんですよ。また、18歳から新しくできることが高校生にとって身近に感じるものだったらいいですけれども、何か例示的にも非常に難しさもあるのかなというところから。だから、読んだ子たちは、「18歳からできること、20歳まではできないことがある。18歳からこれができるんだ。あれっ、運転免許はどうだったっけ」みたいな、ハテナマークが頭の中に浮かびやすい資料かなと思うんです。だから、ここに「新しく」と入れたとしても、そのベースにある、これまでも含めてこれだけができていたん

だということへの関心の方が実は高校生はすごく強いと思うんですよ。そこが資料の難しきかなと思うんですけども。

佐伯座長 今もできること、新しくできることを。

岩崎委員 作り手ってどうしても一期一会的に、ここで全部を詳細に語らなければと、全部を入れたがるんですね。これが資料を作る際に失敗する一番の原因になるわけで、全部を入れれば入れるほど誰も読まなくなりますから。だからポイントだけ載せて、あとは調べたい人は調べるぐらいの方がいいかもしれないんで、メッセージの伝え方だと思うんですね。それがページで一貫していれば問題ないと思うんですけども。

佐伯座長 秋田委員、お願いいたします。

秋田委員 東京都教育庁指導部の秋田です。

各種資格のところもやはりちょっとイメージしづらいので、具体例があった方がいいのではないかという話をさせていただいたんですね。併せて、やはり普通免許のことも話しましたし、やっぱり、あと参政権、選挙もできるようになるということも含めて、その辺りってどうバランスを取るんですかというところを言ったときに、選挙とはやはり契約であつたりということに関わらないということだったりということでこうなったという説明を受けたので、これは、じゃ免許も入らないんですねと思っていたんですけども、その各種資格はやっぱり、先ほど委員お話ししましたように、公認会計士、医師免許というのがなかなかピンとこない。その後の帰化の申請というのはもっとピンとこなかったりだとかあります。だから、それがあえてここで新たにできるようになったことというので入れることなのか。であれば免許も取れますし、選挙も参加できますよ、新しくなったことというのでちょっと項目を絞っての方が見やすい。当初の私、最初お伝えしたのはそういうニュアンスであつたんですけども、やっぱりそこをちょっと整理していただければ。ちょっとごめんなさい、具体的にどうとは言えないんですけども、そこが一番かなというふうには感じています。

佐伯座長 そうですね。分かりました。いずれにしても「ほか」と最後なっているのだから、これがいいとかというのはありますね。今の運転免許は取れるけどみたいな発言がどこかであつてもいいのかもしれないんですけども、今からちょっと修正は難しいでしょうから。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤です。

これは最終的には事務局の方にお任せするしかないんですけども、今言われたように、いくつか代表的なものを選んで記載するというのでいいと思うんですが、これまでできたことと、それから今度新しくできることとか、あまりそこをこだわってしまうと、なかなか資料としてかえって読みにくくなってしまうところがあつて、これで完結しなくて、教師用のテキストなり、もうちょっと何かこれを膨らませたものを多分作ると思いますので、もうちょっと詳しくに入れるという、そういうやり方がいいかでしょう。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。問題が起こるとみんな手引きに回してしまうところがなくはないんですけども。授業で「今何ができるのかな」みたいな問いかけをしていただいた上で、「新しくできること」という方に進んでいただくというようなことで。

あまりたくさん書くのもあれですので、この書き方については「新しく18歳からできるようになること」として、その挙げる例については少し検討させていただいて、整理をするということで、事務局と私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、一応全体について御意見を伺ったわけですが、何かほかに御意見等ございますでしょうか。

岩崎委員，どうぞ。

岩崎委員 岩崎です。事前に2ページのことについていろいろメールしてしまっすみませんでした。ちょっと意見を言わせていただきますと、どうしても作り手というのはこの内容を伝えたい、また、伝えることは正しいことであると、相手のためになることであるという思いが強ければ強いほど、読み手は作り手の意図するように読んでくれると思い込んでしまいがちです。つまり、テキストは左上から順番に必ず読んでくれるだろうとか、隅から隅まで読んでくれるだろうと思込んでしまうんですが、自分の行動を振り返ってみても、自分が絶対に読まなきゃいけないものじゃないもの、読んでも読まなくてもいいものを読むときというのは、左上から読まないですよ。読みたいところからしか読まないと思うんですね。だからデザインが、読んでもらうためのデザインが必要で、民間企業さんなんかはそのデザインにより買ってもらうか買ってもらえないか、読んでもらうか読んでももらえないかの違いが出ることの怖さをよく知っているの、相当力を入れると思うんですけども、やはりページを見たときに、一般的に、一番早く目が留まるのは写真かイラストです。これは大体そうだと思うんですけども。だと、イラストの吹き出しがとても重要になります。そうすると、イラストの吹き出しが、ちょっと2ページなんかも字を大きくしてくだったりしていますけれども、若者、高校生らしい端的な言葉でキャッチーな言葉だと、そこから何々というふうに入っていくと思うんですね。読んでいったときに、ここまで読む子と、次のレベルまで進んで読む子と、更に読む子と、更に自分で調べる子というレベルがあると思うんですけども、たくさん的高校生に読んでもらうためには、やっぱり視覚の誘導が必要かなと思ったところでいろいろ言わせていただいたんです。

例えば6ページなんかでも、私だったら、あまり厳密性にこだわらず、5番というところですけども、上の、このQなんかも吹き出しで引っ張るとしたら、「2個の約束だよ」と大きくバンと書けば、そして、右側に、「え、だけど見当たらないんだよ」と書いてあれば、それだけで子供というのは何が言いたいかガストンと入るわけで、そうすると自然と読み始めるとかの効果があると思うんです。ですから、どうしてもデザインを工夫していかないと、こっちは一生懸命書いてもなかなか読んでくれないということが多々あるわけでございますので。

あともう一つ、教師用指導書という話がありましたけれども、どうしてもこういう資料ってこの資料だけで自立してなきゃいけないので、教師の説明がなくてもある程度完結して、それで、なおかつもっと詳しいものとかいうことは重要ということになると思うんですけども、そこら辺が難しいなど。何か感想めいた話ですけども、申し訳ございません、以上です。

佐伯座長 岩崎委員の御示唆で随分見やすくなったと思います。まだまだ足りない部分があるということかと思いますが、その辺はお許しいただければと思います。

はい、窪委員，どうぞ。

窪委員 練馬区教育委員会の窪と申します。

内容とはまた別になるんですが，この配布先とか配布対象，配布時期についてなんですけれども，せっかくすばらしい資料を作って配布していきますので，是非高校生に使ってもらいたい。すると，例えば高校で契約について学ぶ時期を調べて，その学ぶ時期の少し前に配れるような形にすれば授業に使いやすくなっていくんじゃないかと，授業の一環として取り入れやすくなるんじゃないかと思っておりますので，配布時期を検討する際にお考えいただければと思いました。

また，こういった資料は，学校を通して配っていくことになると思いますが，学校に通えていない高校生年代の人たちにも手に届くような形を考えていただけるとまたよいのかなと思っております。今後配る回数を重ねていく中で，例えば公共施設で配っていくという道筋等も一つの案として御検討いただければと思っております。

以上です。

佐伯座長 貴重な御示唆ありがとうございます。

野澤委員，どうぞ。

野澤委員 野澤です。

すみません，ちょっと言い忘れちゃったんです。1 ページ目の今回修正したところなんですけれども，一番右下から2 番目の，「ノリコさんは1 7 歳だからだよ！」と。もともとは「1 8 歳のツカサさんと1 7 歳のノリコさんの間には，大きな違いがあるよ」という発言だったわけなんですけれども，今度これをシンプルにしているんですが，ちょっとその理由が何か，さっき聞き漏らしてしまったんですけれども，この後を見ると，ハウリス君のセリフでは「2 人の違いについて詳しく説明するよ！！」ということで，2 人の違いということを書いて，それから，次のページも「1 8 歳と1 7 歳で何が違うの？」という大きな見出しになっているので，何か原案の方が私はいいような気がしたんですけれども，これ何で変えたんですか。すみません。

菊地部付 原案は，野澤委員から御指摘いただいたとおり，「1 8 歳と1 7 歳の間には大きな違いがあるよ」としていたんですが，結構セリフが長くて，ごちゃごちゃしているんじゃないかというところもありまして修正しました。「何でノリコさんが取り消すことができたのか」「それはノリコさんが1 7 歳だからだよ」という答えがシンプルでよいのではないかと。1 8 歳のツカサさんとノリコさんの間の違いについて，次ページからハウリス君が説明をしていくという，そういった流れは分かるんじゃないかということで，こういう修正案を御提案しています。

野澤委員 何か唐突感がないですかね。「ノリコさんは1 7 歳だからだよ！」というセリフはどうですか。

菊地部付 この点に関してなんですけれども，その前にツカサ君の，「でも，ノリコさんはどうして入会金を返してもらえたんだろ？」というセリフがあり，その後に「ノリコさんは1 7 歳だからだよ！」という流れであれば，そんなに違和感がないかなと考えたんですが，いかがでしょうか。御意見を頂けたらと思います。

野澤委員 ただ，後の流れでいくと，むしろこの2 人の違いというのを出した方が分かりやすいかなというふうに思ったんですけれども。

佐伯座長 そうですね。ツカサ君の、「ノリコさんはどうして返してもらえたんだろ？」という問いかけに対しては、「ノリコさんは17歳だからだよ！」というので、ここの部分についてはこれですっきりと完結しているかなという気はいたしますが。

太田委員からも手が挙がっておりますので、どうぞ、太田委員。

太田委員 今の点ですけれども、「17歳で未成年だからだよ」という方が直接的というか、分かりやすいかなと思いました。更に言えば、今議論になっているように、一人は18歳で成年だけれども、もう一人は未成年だからだと書いた方が、それが多分模範解答だろうと思います。

佐伯座長 そうですね、右側はちょっと隙間が多いので、今の太田委員の提案ですと、「ノリコさんは17歳で未成年だからだよ」ということですかね。ツカサ君は成年であるということは、それを反対として含まれているということですが、野澤先生、いかがでしょう。

野澤委員 賛成します。

佐伯座長 よろしいでしょうか。それでは、今御提案のように、「ノリコさんは17歳で未成年だからだよ」というふうにご変更するというごことよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

荒川委員、どうぞ。

荒川委員 すみません、荒川です。

ほぼもう決まったような感じの中で、今、意見を言うのもどうかと思ったんですけれども、私は、最初のページはあくまで問題提起のところであって、その謎をその次のページ以降で解明していくという流れになっているのかなと思ったので、ここで未成年という言葉を出すと、もう答え出しちゃっているような感じになりますよね。実際、次のページで「18歳と17歳で何が違うの？」というところからスタートするので、ここで「未成年」を出すのは、ちょっと僕的には、違和感があるのではないかと思います。

佐伯座長 なるほど、確かに。御意見を伺うたびになるほどとってしまう私がいるんですけれども、確かに導入と次、成年になると言っていたなというのと、確かにおっしゃるとおりかもしれませんね。

川副官房付 事務局でございます。いろいろと御意見いただきまして、ありがとうございます。

この参考資料1として出ささせていただいた修正案は、こちらの意図としては正に、「どうしてノリコさんは入会金を返してもらえたんだろ？」というツカサ君の問いに対する回答になっている部分なので、「それは」という言葉を最初に入れた方が回答だということが分かりやすくなると思うんですね。そのため、「でも、ノリコさんはどうして入会金を返してもらえたんだろ？」のセリフに続いて、ハウリス君のセリフを、「それは、ノリコさんが17歳だからだよ」とさせていただきます、「2人の違いを説明するよ」という次のハウリス君のセリフが唐突なのではないかという野澤先生からの御指摘を頂きましたので、この部分を「ボクはハウリス君！！これから詳しく説明するよ」だけにして、「18歳と17歳で何が違うの？」という次ページに進んでいけばその理由が分かるという感じにするという、そういう修正ではいかがでしょうか。

佐伯座長 御承認を頂いてからまた修正の御提案をするのは大変恐縮ですけれども、荒川委員の御指摘はもっともかと思っておりますので、今事務局から御提案したような形に修正をさせていただくということよろしいでしょうか。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

では、修正点について確認をお願いいたします。

川副官房付 そうしましたら、事務局から参考資料1をベースに修正点だけお伝えしたいと思います。

まず1ページは、今指摘がありました、右下のハウリス君のセリフを、「それは、ノリコさんが17歳だからだよ」、次のセリフが、「ボクはハウリス君！！これから詳しく説明するよ」とさせていただきます。

続きまして、2ページですけれども、ここでマンガにある「成人」は「成年」に直し、これ以外につきましても、「成年」に統一させていただきます。

それから、法律行為の説明が「※」として中段にございますが、ここを「契約を結ぶことなどを「法律行為」といいます」とさせていただきます。

続きまして、5ページ、下のコラムのところでございます。ここは署名、押印に関する説明は削除いたしまして、「ひとたび契約書を作ると」とさせていただきますと思います。

最後、8ページでございます。「18歳からできること、20歳まではできないこと」のところの書きぶりにつきましては、座長と御相談した上で具体的なものを考えさせていただきますが、方向性としては、新しく18歳からできるようになったことを記載しつつ、具体例も何らか入れる形でまとめることにさせていただきますと思います。

以上でございます。

佐伯座長 今確認していただいたような修正で当協議会として作成したものとするということでもよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

今後、事務局において必要な修正をし、印刷、発送手続を進めていただくことにいたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、今お決めいただきましたリーフレットの今後の展開について御意見を伺いたいと思います。先ほど窪委員からも貴重な御示唆を頂きました。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、事務局から、今後のリーフレットの展開について御説明いたします。

部会において高校生向けリーフレットの内容について協議をする中で、このリーフレットをより効果的に活用してもらうための方策も併せて検討した方がいいのではないかという御意見が上がっております。

そこで、リーフレットが完成しました後も部会をしばらく継続し、リーフレットの展開方法について検討したいと考えております。部会におきましては、これまで理解度を確認するためのチェックテストやワークシートの作成・配布、リーフレットを使用した授業の実践映像の作成や公開、教師向けの指導案の作成、高校生に向けた解説動画の作成などを検討してはどうかとの意見がありました。

リーフレットの最後のページにはQRコードを付けており、ここから法務省のホームページに飛べるようにしておりますので、ここにリーフレットを活用するための資料などを載せたいと考えております。また、先ほど申しましたリーフレットを使用した授業の実践映像につきましては、リーフレットが完成した後に部会の委員の高校において、リーフレッ

トを使用した授業を実施して、その様子を撮影し、法務省のホームページ上で公開するということを検討しております。

そのほかの方策につきましては、今後部会において具体的に検討してまいりたいと思いますが、本日何かアイデアを頂けましたら、部会に持ち帰って併せて検討したいと考えております。

リーフレットの今後の展開について、事務局からの説明は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、リーフレットの今後の展開につきまして、御意見がある方はお願いいたします。高橋先生、お願いいたします。

高橋司法書士 先ほど窪先生から、学校に通えていない子供たちにも行き渡るようにとの御提案があったんですが、学校には通っていますけれども、例えば視覚に障害のある方向けの点字版を作るとか、ホームページに載せたときに音声のガイドを付けるとか、何かそういうことはお考えになっていますでしょうか。私は実は色が判別しにくい色覚障害を持っていますので、ぱっと見て非常に鮮やかなんですが、目に刺激が強いというか、そういうこともあるんです。それは別として、なかなかこれを手に取っても読めない方へのフォローって何かお考えでしょうか。

川副官房付 現在のところ、そのような対応は考えていませんでしたが、今後展開を考える際に、予算との関係もございしますが、考えてみたいと思います。

高橋司法書士 よろしく申し上げます。

佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

館委員、どうぞ。

館委員 先ほどのパンフレットの1ページのところに「法教育リーフレット」と書かれています。もちろん法務省が出して法教育推進協議会というのが関わっているわけですからそれはいいんですけども、授業をやる立場から言うと、法教育を授業中にやるということは、広い意味での法教育はやるんですけども、授業のカリキュラム的には法教育という時間が設けられているわけでは決してないわけですね。そうすると、高校で言うと公共の時間だったらこのところで使えるですよとか、また、家庭科でも扱うでしょうから、家庭科の授業ではこの部分で使えるといった情報があると良いと思います。前回の会議でも窪委員の方から出たかなと記憶しているんですけども、つまり法教育が実際に展開する教科だったり、単元だったり、授業時間だったりということを意識したものにしていかないと、もう法教育と見ただけで、私とは関係ないなというような形になるともったいないと思うんですね。だから、こんなところでも使えるリーフレット、でも、それは法教育の考え方に基づいていることが分かるようにすると良いと思いました。

佐伯座長 ありがとうございます。何か事務局からコメントはありますか。

川副官房付 ありがとうございます。事務局、川副でございます。

御指摘いただきましたように、もともとは高校生に、自分で読んでいただくものを前提として作っておりますけれども、部会の先生方、参加していただいている高校の先生方からすると、授業などで取り扱ってみることも十分できるんじゃないかという御提案も頂いております。実際に授業で取り上げていただいた方がきちんとリーフレットを読む人が増えるのは間違いないのかなと思っております。

どういった授業で使うことができるかということは、もちろん先生方と相談ですが、部会には社会科と家庭科の先生方に御参加いただいておりますので、そういった観点のことをお伝えしていきたいと思っております。

今考えておりますのは、実際に印刷したリーフレットを学校に送付させていただく際に、例えば家庭科や公共、社会、公民ですかね。公民等の授業で取り上げていただくことも考えられますといったことを送付書に記載して送らせていただくなど、文部科学省様との調整もありますが、そういったことを具体的な科目を書いた上で送らせていただくようにしたいと考えております。

佐伯座長 ほかにも。

太田委員、どうぞ。

太田委員 多分これは既に検討されているかもしれませんが、法務省のホームページで公開すると良いのではないかと思います。その際にはせっきやくですから、用語をハイパーテキストにしてクリックすれば詳しい説明が出てくるとか、先ほどのように、この趣旨はこういうことかということが出てくるようにすると良いと思います。それと同時に、アチーブメントテスト風に、次のページに行く前に質問が出てきて、正解したかどうかというので何点とかいう採点結果を付けてあげると、少しはホームページ版の固有のメリットが出るかなと思います。

あと、ちょっと別の話なのですがけれども、これは点字だとか英語化というのはするんでしょうか。特に英語化の場合、対訳で、英語の授業でも使えますよとかいうことになるのかなという気はしますし、少なくともパラリンピックなんかを考えると、目の不自由な方には点字か、あるいは読み上げ設定などが必要かなという気はします。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

川副官房付 事務局の方から御回答させていただきます。

ホームページに載せるものをそういった形で技術を活用してオプションを付けた形にするのは非常にいいアイデアだというふうに拝聴しておりました。もっとも我々の技術的な問題もありますが、今後展開を検討していきたいと思っております。

まずは、出来上がりましたリーフレットのデータを法務省のホームページに載せてダウンロードなどは可能な状態にする、そこまでは我々としても完成したらすぐにも行いたいと思っております。

英語版、それから音声や点字など、先ほど高橋先生からも御指摘いただきましたが、そこは今後の課題として考えているところでございます。

以上です。

佐伯座長 前向きに検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。リーフレットの確定は今日やらないといけませんけれども、今後の活用についてはまたアイデアがありましたら事務局の方にお寄せいただくということで、今日は次の議題に進みたいと思っております。

二つ目の議事である、今後の法教育の取組についてに移ります。今後の法教育の取組事項については、これまでの協議会でも御協議いただいていたところですが、本日は今年度及び来年度の取組について報告を頂くとともに、今後の取組の方向性について皆様の御意見

を頂きたいと思えます。では、事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、まず本年度の取組事項について御説明をいたします。

お手元の委員限りの参考資料2の「1 令和2年度の取組事項」を御覧ください。本年度の取組事項につきましては、令和2年度の取組事項に記載をさせていただいたとおりです。なお、四つ目の京都コンGRESSにつきましては、2021年3月7日から12日金曜日までの6日間開催されることになっております。具体的な実施日時や参加方法を含めた詳細につきましては、国連において正式に決まりましたら改めて御案内をさせていただきます。会場参加のほか、オンライン形式での傍聴が可能となるよう、国連において検討中であると聞いておりますので、御都合が許しましたら、委員の皆様にも是非とも傍聴等していただければと考えております。

また、京都コンGRESSが開催される1週間前に世界の若者たちがコンGRESSの議題に関連したテーマについて議論を行うユースフォーラムが行われます。その議題にも、法順守の文化を醸成するための若者の育成が挙げられておまして、磯山委員にパネリストとして御出席いただき、世界の若者たちとの議論に御参加いただく予定になっております。

続きまして、令和3年度の取組事項について説明いたします。令和3年度の取組事項につきましては、参考資料2の「2 令和3年度の取組事項」に記載したとおりでございます。なお、これらは、飽くまでも現時点において事務局が検討している段階のものでございます。

続きまして、事務局において検討している今後の取組の方向性について御説明いたします。委員限りの参考資料3「法教育に関する取組の方向性」を御覧ください。法務省としましては、三つの観点から法教育の実践を具体的に推進していくための取組を進めていきたいと考えております。その期間は、おおむね令和3年度から令和7年度までの5年程度を見込んでおります。

まず一つ目ですが、関係機関との連携と情報発信です。これは、関係機関と連携を進め、法教育の実践事例に関する情報を広く収集し、好事例などを発信・共有するという取組です。学校現場の先生方にとっては、法教育授業を行う上で最も参考になるのがその実践例であると伺っております。現在も法務省のホームページにおいて法教育教材を使用した法教育授業の実践例を公開しておりますが、今後も関係機関とも連携しながら、本協議会の委員の皆様にも御協力を頂きつつ、法教育授業の実践例などを収集して、当省のホームページやメールマガジンなどのツールを通じて一般に共有していきたいと考えております。

二つ目は、担い手の育成とスキルアップです。この観点では、教員及び教員志望者に対するアプローチを検討しております。学校現場において法教育が広く実践されるようになるためには、法教育に積極的に取り組んでいただける教員の数を増やしていくことが必要ですが、それには我々法務省からの呼びかけだけでなく、同じ教員同士のつながり、働きかけといったものが有用ではないかと考えております。そこで、法教育セミナーを地方ごとに開催することとして、そのセミナーの準備や実施を通じて、この当該地方において法教育を中心となって進めていただける教員の先生方を発掘し、今後の連携につなげていきたいと考えております。なお、令和3年度は、教員向け法教育セミナーを福岡で開催することを検討しておりますが、併せて令和4年度以降の開催についても準備を進めていきたいと考えております。

また、教員向けの研修という意味では、教員の皆さんが普段から受けている教育委員会等の研修の中に法教育の講座を設けていただくことができないかと考えております。この点につきましては、当協議会の猪瀬委員にも御相談をしており、まずは茨城県教育研修センターで試行的に実施できないかと検討しております。

また、教員になる前の段階で法教育について学んでもらうことができれば、法教育の知識を持った教員の確実な増加につながると思われまます。そこで、大学の教職課程の学生に向けた法教育講座の実施など、教員志望者に対する何らかのアプローチができないかと考えております。

三つ目は、より手軽に法教育を実施するための支援です。この点につきましては、例えば租税教室のような分かりやすい法教育のパッケージを作成し、年間の指導計画を踏まえてパッケージとして提案してはどうかと考えております。前回の協議会で御報告した、法教育実践状況調査報告などを見ますと、法教育を深く実践する余裕がない先生方が少なくないということが分かりました。そこで、どの科目で、どのような専門家を利用し、どのような内容の授業ができるのか、またそれによって児童・生徒にどのような効果を見込むことができるのかなど、教員が授業を具体的にイメージすることができるような具体的な法教育の出前授業のパッケージを提案してはどうかと考えております。その際には、本協議会の学校現場の先生方や研究者の皆様にも御協力を頂きたいと考えております。

また、これまでに作成しました法教育教材やモデル授業例の周知につきましても、今後も進めていく予定です。

今後の取組の方向性についての説明は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

続きまして、小澤委員の代理として御出席されておられます、日本司法書士連合会の高橋理事から、日本司法書士連合会におけるオンラインを活用した法教育に関する取組について資料を頂いておりますので、御紹介を頂きたいと思ひます。高橋理事、よろしくお願ひいたします。

高橋司法書士 司法書士会の高橋と申します。

今日は委員提出資料ということで、私ども司法書士会では、これまで各地で親子法律教室、若しくは子供法律教室ということで、学校ではなくて地域で子供さんたち、小学校5、6年生を集めて法律教室事業を実施してきました。今年度は新型コロナウイルス感染の拡大ということでそれができませんが、法教育の場の提供をなくすわけにはいかないので、何か方法がないかということで、いわゆるコロナ禍における新しい法教育の方法を探ってみました。それで一つ考えたのが、オンラインによる法律教室ということであります。

めくっていただいて、資料1-1に、まず『解釈のちから』という司法書士会連合会で作った教材があります。子供たちに数名のグループを作ってもらい、紙芝居を見ながら、その中から子供たちが答えを協議をして出していくというようなことをします。オンラインですので、全体で見る場面と、あとはグループでやる場合にはZoomを使ってブレイクアウトセッションを行います。私もあまり詳しくはないんですが、全体の画面を見た後に、グループごとに小部屋ができるという機能を使って、そこでワークをしてもらって、また全体で意見を共有するというような方法を取っています。また、Zoomには投票機能とともありますので、いろんな場面でイエスとかノーとか○とか×とかということもやると

というような方法でやってみました。

実際、これは現在実践中なので、その検証とかはまだできていませんが、全国の司法書士会で今年はこれでやろうということで進めていますので、是非この資料をお読みいただいて、この方法もあるということをお紹介させていただくのと、また、実践後に子供さんたちの反応とかがあれば報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に基づきまして、今後の取組について皆様から御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は挙手の上お願いします。

はい、岩崎委員、どうぞ。

岩崎委員 岩崎です。

ちょっと前ですが、9月30日に東京地方検察庁から検察官の方お二人をお招きしまして、6年生の模擬裁判の授業をやりました。当然のことながら、子供たちが司法制度についての理解を深めるとともに、法的思考力などを高めることをねらいとして実施したわけです。被告人と証人は教員が務めまして、裁判官役3名、検察官役2名、弁護士役2名は子供たちがやりまして、東京地方検察庁からの検察官の徽章というんですか、あと弁護士バッジのイラストを送ってもらって、それを学校でカラーで印刷して、ちゃんと付けて、裁判官は黒のカーテンの余ったのを切ってというように、ちょっと劇仕立てで行いました。裁判のシナリオとか学習資料なども事前に御提供いただいて、授業ではまず検察官から裁判制度について講義があった後に模擬裁判を行いまして、そして、学級全員が6班に分かれて評議を行って、発表して、最後講評、質疑応答という流れだったんですけども、子供たちはとても真剣に取り組んでですね。

例えば感想を今日持ってきたんですけども、小学校6年生ですから、「有罪か無罪かとても迷った」、「裁判のことがよく分かった」とか、「本当に裁判をやっているようにとてもドキドキした、でもワクワクの方が勝ったのでとても楽しかった」とか、あと、「裁判というのは私には全然関係ないと思って何も知らなかったけれども、模擬裁判を通して裁判の仕組みや流れが分かった。初めての体験でとても楽しかった」、また、検察官の方へいろいろ質問するとき、何で検察官になったんですかみたいな質問もあって、それについても丁寧にお答えいただいたので、キャリア教育の視点でとても良かったと思うんですが、その話を子供たちも聞いて、本当小学生ですから、「検察官は格好いいと思いました、ありがとうございます」とか、「今日の話聞いて将来検察官になってみたいなどちょっとり思いました」と書いている子供もいましたけれども、とても充実した学習活動でした。私としては、先ほどもお話のあったパッケージがすごく重要だと思います。学校が何をすればいいのか、何を準備すればいいのか、どれだけの時間を用意しておけばいいのかというのが明確になっていて、それがコンパクトにパッケージとしてまとめられて示されていけば、学校は、よしやってみようと思いやすいし、すごく使いやすいですね。

もう一つは、前から話題に出ていまして、今日は東京都の秋田さんいらっしゃいますけれども、水道キャラバンという東京都の水道局の取組はほぼ全校ですよ、都内全部の公立の1,200以上の小学校がやっています。なぜやるかという、パッケージが分かりやすく、もう一つは、こうすれば申し込めるといのがはっきりしているからです。ですから、学

校としては来てくれるか来てくれないか分からないしなとなると、やっぱり、じゃ、やめておこうかともなるし、何をすればいいのか分からないと負担になっても困るなど思ってしまうので、私はやっぱりそういうシステムを作った方がいいと思っています。私としては行政にいたときも様々な模擬裁判の授業を見させていただいて、今回小学校でやりましたけれども、私は授業、とにかく模擬裁判の授業をいろんな学校がやっていくのが、専門家をお呼びして、とても重要だと思っています。例えば今回、今年度新型コロナウイルス感染症対策として、いろんな行事が行えなくて、6年生が卒業アルバムに載せる写真がないんですね。ですから、模擬裁判にフォトスタジオの社長さんも呼んで写真撮ってもらいましたけれども、そのフォトスタジオの社長さんも、模擬裁判はすばらしいと、こういう授業を他の全ての学校でやってもらいたいというふうに言っていました。小学校段階というと、中学生と違って確かに知識、理解というのが低いですけれども、中学校ではある意味大人が作り上げた常識を刷り込んでいくというのが強烈に行われていく、小学校でもやっていますけれどもね。そういう意味では小学校高学年の段階というのは常識にとらわれていないというか、感覚とか思考が非常に自由な感じがあるんですね、中学生より。教育というのはある意味人間を型にはめていく側面があるわけですが、中学生になると、人間が面白くなっていくというようなところもあるんです。そういう意味でいえば、小学校高学年の段階で私はこういう模擬裁判の授業を東京都さんにも是非広めていただきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、長戸委員、どうぞ。

長戸委員 皆様の、この法教育にどれだけ資する意見かちょっと分からないんですけれども、私は今年の2月まで教育面も、通常の紙面のほかに中高生向けの分かりやすい「学ぼう産経新聞」という教育面ですね、ニュースの例えばフィギュアスケートで女子も4回転ができるようになってきたねとか、いろいろ新型コロナってどれぐらい怖いのか、そういう教育面を作ってきた経験からちょっとお話しさせていただきたいんですが、新聞もおそらく教育現場でもなかなか学校の先生も新聞そのものを、紙の新聞を読んでもくださる方というのは少なくなってきていると、ちょっとそんなことも伺っておりますが、それでもやはり新聞を授業に取り入れてくれているという先生は、多くはありませんけれども、やはり何人か継続的にいらしてですね。なぜかという、新聞を活用することで、その新聞の使い方ですと学力が上がると、学力が上がったという、そういう結果などがここに結構出ておまして。ちょっと手前みそにはなりますが、日本新聞協会とかのアンケートでも、新聞を教材に使って非常に国語力、それから不思議なことに何か英語力、国語ができるようになると英語も非常にできるようになるという、そういった結果とかが出ておまして、やはり何らかの効果が、こういうように継続的に新聞に教育をという、N I Eは継続的にやっているからこそそういう結果も出てきたかと思うんですけれども。

法教育に関して、ジャンルは非常にいろいろありますし、先ほどの岩崎先生の話、模擬裁判だと刑事ですね、刑法の関係とかだと思っただけですが、このモデル校というんでしょうか、法教育の、継続的にやはりその効果みたいなものが共有できるという指定

校なり、そういった学校は実際にあるのか、若しくは今後何か増やしていく、作られることは、継続的に効果を見ていけるようなシステムというのがあっていいのではないかなと思ひまして、お話をさせてもらいました。

それから、あと、新聞の教育面を作っているときに、やはり法教育にも非常に熱心な先生がいらっしやいまして、その先生は模擬裁判ではなくて、実際大阪地裁の法廷に子供たちを連れて行って傍聴させたりしたそうなんです、やはり子供たちに非常にいい感想とかいい効果が得られたと言っておりましたので、数は少ないですけども、そういった先生を御紹介することも可能かなと思っております。

以上です。

佐伯座長 事務局から何かありますか。

川副官房付 ありがとうございます。

現在のところ、法務省の方でモデル校を指定する取組みはしていない状況でございます。地域によってはそういったことを自治体で行っているところがあるかもしれません。正に法教育の実践的・先進的な取組に協力していただける学校で、実施例を重ねていくことは必要かなと考えているところでございます。

佐伯座長 江口委員，どうぞ。

江口委員 小栗先生がいらっしやるので。最初に法教育をスタートしたときには、文科省がリーダーシップを取って学校からスタートするということでした。民法改正というのは結構大きな重要な項目なんだから、文科省とすり合わせながら、ちゃんと宣伝効果があるような構造に持ち込むという努力をしてください。

それと、僕はざっくりばらんに言うと、法律自体に対する信頼が危ういところもあって、高校生や18歳ぐらいの人、ドラッグの問題もあるし、バイオレンスの問題もあるし、その他いろいろな問題もあるわけだけれども、そういうのも一応あるという構造の中でプラスアルファの教育をとにかく推進しているんだよというメッセージを伝えてほしいんですね。そうしないと、なかなか信頼ができないような形で教育が行われると、これはもう形だけのものになっちゃうんじゃないのという、ちょっと危惧はあります。余計な老婆心ですけれども。

佐伯座長 ありがとうございます。

橋本委員，お願いいたします。

橋本委員 橋本です。よろしく申し上げます。

参考資料3にある担い手の育成とスキルアップの中で、教職課程へのアプローチというのが事例として挙げられていることとの関連の中でちょっとお話しさせていただくと、先ほど岩崎委員がおっしゃったこととも関連するんですけども、模擬裁判の教育効果って、中高の公民教育を専門にしている先生は比較的好く御存知なのかもしれないんですけども、小学校の先生にはなかなか御存知ないことになるのかなというふうに思います。

特に、教職課程へのアプローチということで申し上げますと、小学校の教員にこれからなっていく学生さんに、模擬裁判の教育効果というのをしっかりやっぱり伝えていくということがこれからの小学校教育への法教育の展開でも非常に重要になるんじゃないかなということは岩崎委員の話聞いていて思いましたので、小学校の教職課程のカリキュラム自体は非常にタイトなカリキュラムなので、15コマとか大きなカリキュラムを模擬裁判に費

やすというのはなかなか難しいんですけども、何かしらのいい知恵を出して、何かしら模擬裁判の教育効果を伝えられるような授業等を教職課程の中に入れていって行くということも一つの方法になるのかなというふうに思って発言させていただきました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 こんにちは、茨城の猪瀬でございます。

先ほど取組の方向性の中で、茨城県の方でも是非協力をさせていただきたいなというふうに思っていることとお話をさせていただきます。

今年から研修センターの方へ勤めることになりましたので、この御縁を是非生かしていただきたいというようなことで、事務局の方に私の方からお願いして、是非高校の今、社会科あるいは家庭科、中学校も考えていますけれども、教員の研修の中で是非この法教育の教材を紹介するなり、こういった授業の中での取組をPRするというのを考えています。具体的にどこまでできるかはまだ白紙なんですけれども、一応、コマとしては幾つか用意できるかなというところで考えています。そういう意味では方向性の資料3の真ん中の囲みの中ですかね、担い手の育成の中ではそういう教員向けの研修、そしてこれまでたくさん作っていただいた資料がございますので、この資料をどう活用していくかということがやはり必要だろうと思っておりますので、この既存資料の活用を図っていくという意味においても、是非学校の先生方に周知するというので、これまで出した教材も含めて、再度掘り起こしをしていただきたいなというふうに思っていますので。是非茨城の方でこの事務局との連携をさせていただければというふうに思っています。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はい、江口委員、どうぞ。

江口委員 些末なことなんですけれども、作っている資料が、例えば教科書なんかだとそろそろデジタル化を想定しながら作っているんですよ、中学校の教科書なんかにしても。高等学校でも、多分そうなるだろうと思うんですよ。法教育って、こういう教材もゆくゆく普遍的に継続されるならば、ペーパーで一々どんどん作らないで何かうまい工夫できませんかというのが、正直言って15年ぐらいやってみて気になっていることなので、その辺りの技術革新もやってください。

幸い、河野さんが法務省の副大臣のときに館先生のクラスへ行って、法律の授業を見て、裁判の授業を見て、大切だよと言ってくれたんですよ。だから、そういうのもどんどん入れ込んで、人的資源として使ったらどうですかという感じがします。

佐伯座長 ありがとうございます。

はい、窪委員、お願いいたします。

窪委員 練馬区教育委員会の窪でございます。

参考資料3の、より手軽に法教育を実施するための支援というところで発言させていただきます。

まず、先ほどここで菊地部付に御説明いただいた際に、どのような効果を見込めるのか、法教育をやるとどのような効果があるのかということを示していくことが大切だというお

話がありました。正にこれが現場の先生方に伝わるかどうかだと思うんです。法教育をやることによってどんないいことがあるのか、子供たちがどういうふうに学べるのか、変わっていくのか、こういったところをやはり具体的にしながら、メッセージとして出していくということが現場に周知していく際に大変大切なことだと思います。

また、年間指導計画を踏まえた具体的な法教育パッケージの作成ということで、小学校を例にすれば、小学校6年間どのような教科等で法教育に関する授業ができるのかということは表に作っていくことは可能ではあるんですが、一方で、それがばらばらなこまでであると、実際やってみて、どういう力を子供たちに付けていくのかということが見えなくなってきました。そうすると、取り組む先生たちのモチベーションもなかなか上がってこないということになります。これは大変難しいことでもあると思うんですが、法教育を通してどんな力を付けていくのかとか、どういうメリットがあるのかということもメッセージとして、より出していくようなことを考えられないかということです。

例えば、模擬裁判を実施すると、法や司法制度について難しいことも具体的に理解できるようになりますよということであったりとか、テキストを基にして事実を理解して、それを議論することで対話的に学ぶこともできるし、また客観的に事実を見る力もついてきますと、そういったことも期待できる力だと思います。大きな意味では、法に基づき社会に参画するといった態度を育てることにもつながると。今幾つか例を挙げましたが、そういったことを具体的なメッセージ性を持ってこちらから発信していく、またそういうものに沿った教材であったりとか、事例を意図的に提示していくということも大切なのではないかなと思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

岩崎委員、どうぞ。

岩崎委員 ちょっとつまらない話かもしれませんが、今の小学生の現状でいくと、本当にユーチューブばかり見ていますね。大人が想像する以上に、テレビを見ない。今という時代に合わせて、本校ではPR動画をユーチューブで公開しています。今うちの学校にはタブレットが47台しかありません。子供がタブレットを使う場合は、学校で早いもん勝ちです。予約して使いつつ、教師は常に持っていますから、いつもミラキャストとか使ってテレビの画面に自分の画面を映しながら授業をやっています。ただ、GIGA構想で、全ての小中学生が一人1台のタブレットを持つようになるじゃないですか。本校では来年の5月以降からですけれども学校の先生から見て、このユーチューブの番組見たら抜群に子供たちが集中して見て、とても面白くて分かりやすいという動画を法務省が作るのが一番はやるかなと。ペーパーの資料をたくさん作るよりも、ユーチューブでホウリスくんチャンネルが分かりませんが、であれば、いつでもどこでも授業でも見られるし、自宅でも見られるし、教師も使ってみたらすごい効果的だと、手間もかからないというふうになるかなと思った次第です。すみません、つまらない話です。

佐伯座長 いえいえ、大変貴重な御意見をありがとうございました。検討していただきたいと思います。

荒川委員、どうもお待たせいたしました。どうぞ。

荒川委員 弁護士の荒川でございます。

2点ほど、お話をさせていただこうと思います。先ほど教職課程のお話がありました。常々私が思っていることなんですけれども、法教育等に理解がある先生はともかくとして、一般の学校の先生というのは、知識を教えるということについてはすごく得意なんですけれども、法教育のような答えがないものを教えようとする、やっぱりちょっとやりにくいような感じがあると、ちょっと慣れてないというところがあるんだろうなというふうに感じているところです。

ということもあるので、私は教職課程において、できれば法教育に触れていただくということもさることながら、実際に法教育の授業を受けていただくと、そういうカリキュラムがあつてしかるべきなんじゃないかなというふうに思っています。やっぱり我々、これまでずっと教育の課程で学校の先生からいろいろ教わっているわけなんですけれども、人に物を教えるスキルって、多分学校の先生から学んでるのがほとんどだと思うんですよ。そうすると、やっぱりやってもらったことがない授業を人にやるというのは非常に難しいことだと思うので、教職の課程においても、そういう一種のロールプレイということになりましょうか、そういうことを活用していくのがいいのかなと思います。その過程の中で、弁護士の立場から一応申し上げると、弁護士とか弁護士会とかそういうところが参画して、御協力させていただくようなこともあり得るのかなと思います。

もう一つ、法教育の在り方というところなんです、先生方のお話をずっと拝聴させていただいておまして、やっぱり一番初期段階として大事なことは、世の中に様々な意見があるということ、知識じゃなくて肌で感じてもらうというところが大事なんじゃないかな。例えば、このコロナ禍においても、コロナにかかった人とか医療関係者とか誹謗中傷する人がいたりとか、インターネットの情報にみんな一斉に振り回されたりとか、そういうことがやっぱりあつたりするわけです。ただ、やっぱりいろんな考え方があつて、いろんな立場があるのだと、また、物事、インターネットに流れている情報についてもそれが本当なのかどうかを吟味する力を身に付けることができれば、そういうことってやっぱり減っていくんだろうなという期待といますか希望といますか、そういうものがありまして、先ほど窪先生がおっしゃられた、法教育が何を指すのかということにも、そういうことが関わってくるんだろうと思うんです。

その中で、例えば小学校レベルでの模擬裁判のお話がありましたが、模擬裁判をやることによって原告、被告の立場が分かれて、そこでいろんなやり取りが聞けるうちに、どっちが正しいかよく分からないから一生懸命考えないといけないなということ肌で感じることになるでしょう。また、私がいる名古屋、愛知県弁護士会の法教育委員会では、弁護士が学校現場に複数人で出向いて、それぞれが全然違うことを言う模擬討論をしたりしています。全然違うことを言って、その議論のはざまの中で生徒たちにいろんな考え方があるんだなということ体感してもらうというようなことになるわけです。やり方はそれぞれかと思いますが、そういうことが大事だなと思いましたので、一つ、私の意見として申し上げました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

皆様まだいろいろと貴重な御意見をお持ちかと思っておりますけれども、そろそろ予定した時間になっておりますので、今日頂いた御意見を参考に、事務局において今後の取組について

検討していただくことにしたいと思います。

最後はちょっと急ぎ足でしたけれども、本日予定した議題は全て終了いたしました。

何か委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。次回の日程については追って事務局から連絡いたします。

どうも皆様、ありがとうございました。

—了—